

原安 第 561 号
平成24年10月12日

さよなら原発！佐賀連絡会
代表 豊島 耕一 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する要請書に対する回答について

2012年9月18日付けで提出のあった要請書について、別紙のとおり回答します。

原子規制委員会人事についての要請書への回答

1、委員長候補の田中俊一氏は、その言動からわかるように、これまで原発を積極的に推進してきた中心人物であり、自ら認めているように、れっきとした「原子カムラ」の出身であり、原発の安全と規制を司る原子力規制委員会の委員長としてふさわしくありません。

(答)

原子力規制委員会の委員の任命については、原子力規制委員会設置法に基づき、人選を含めて国の権限と責任において決定されたものであると認識しています。

今回設置された原子力規制委員会については、中立公正な立場で純粋に専門的な見地から原子力発電の安全性についてしっかり審査をしていただきたいと思います。

2、委員長候補の田中俊一氏、委員候補の中村佳代子氏、更田豊志氏は、原子力規制委員会設置法と政府指針に定められた欠格要件である「原子力事業者等」に該当し、この人事案は違法の疑いがあります。

(答)

原子力規制委員会の委員の任命については、原子力規制委員会設置法に基づき、人選を含めて国の権限と責任において決定されたものであると認識しています。

3、この人事案が政府から国会に提示されたのは、7月26日であり、国会で審議する時間は十分ありました。にもかかわらず、与党内の造反を避けるという党利党略的な理由で、会期中に採決せず、国会の同意を得ることができていません。設置法の例外規定で首相が任命して決めるやり方は、国会と民意を無視するものです。

さらには、原子力緊急事態宣言中を理由に国会の事後同意を先送りすることを示唆した細野原発事故担当大臣の発言は、既成事実化を狙ったもので、国会と民意を無視する極みです。以上なお、参考資料を添付しておりますので、ご一読ください。

(答)

原子力規制委員会の委員は、法令に基づき国が選任するものであり、その人選や手続きに関する疑義については、国において議論されるべきものと考えています。